

還暦から 始める

安心

安全

国がつくった

小規模企業共済

～事業承継編～

制度の特長

1

経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2

掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3

受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

24時間・365日 お問い合わせ可能になりました

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは下記のQRコード又はホームページからご確認ください。



加入・掛金のご質問は
こちらをクリック
24時間いつでも
チャットで質問可能です
小規模企業共済



小規模共済

検索

TEL 050-5541-7171 (共済相談室)

Be a Great Small.
中小機構

退職後のゆとりある生活の ご提案をドアノックに！

「小規模企業共済制度」は、小規模企業共済法に基づき昭和40年に発足した制度です。小規模企業の個人事業主、共同経営者又は会社等の役員の方が、将来事業をやめられる場合や退任される場合に備え、資金を準備しておくための共済制度で、いわば「**経営者の退職金制度**」といえるものですが、本制度には、税法上の優遇措置が設けられており、納付した掛金の全額を課税対象となる所得から控除することができます。また、将来受取る共済金等は退職所得扱い（一括受取り）又は公的年金等の雑所得扱い（分割受取り）となります。

契約者の方は、本制度を利用することで、節税しながら**ゆとりある老後**に備えることができますので、是非、本制度の魅力の一つである「退職後のゆとりある生活」のご提案をドアノックに、お取引事業所の課題解決に繋げてください。

信金営業・信金太郎

マンガでわかる

A社 社長

A社 専務

親子

小規模企業共済制度

～事業承継編～





© 2020 Illustrations: Kasumi Okazawa

小規模企業共済の 加入対象者

小規模企業共済制度に加入できるのは、次の方々です。

- 常時使用する従業員が20人以下（宿泊業、娯楽業を除くサービス業、商業では5人以下）の個人事業主および会社の役員
- 事業に従事する組合員が20人以下の企業組合の役員、常時使用する従業員が20人以下の協業組合の役員
- 常時使用する従業員が20人以下であつて、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員
- 常時使用する従業員が5人以下の弁護士法人、税理士法人等の士業法人の社員
- 小規模企業者たる個人事業主に属する共同経営者（個人事業主1人につき2人まで）

※共同経営者とは、事業主とともに経営に携わっている方で次の①②をともに満たす方となります。

- ①「事業の経営において重要な意思決定をしている、または事業に必要な資金を負担している」
- ②「事業の執行に対する報酬を受けている」



© 2020 Illustrations: Kasumi Okazawa

※加入に際しては、年齢の上限はありません。

会社等	
加入可	加入不可
 役員として登記済	 未登記

商業登記簿謄本

個人事業主

個人事業主

共同経営者 共同経営者

2人まで

加入可



© 2020 Illustrations: Kasumi Okazawa

掛金月額額は千円～7万円の範囲内(500円単位)で自由に選べます。加入後も掛金月額額は増額減額できます。また、払込み方法も「月払い」「半年払い」「年払い」からお選びいただけます。

毎月の掛金はどのくらいなの?

月額1,000円から加入可能

※1 「課税される所得金額」とは、その年分の総所得金額から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除等を控除した後の額で、課税の対象となる額をいいます。

※2 税額は、平成28年1月1日現在の税率に基づき、所得税は復興特別所得税を含めて計算されています。住民税均等割については、5,000円としています。

※3 節税額の計算については、中小機構ホームページの「加入シミュレーション」をご利用ください。
(<http://www.smj.go.jp/syosai/simulation/>)

■ 給与所得者の保険料控除申告書

種別	毎月の掛金
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	360000
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
合計(控除額)	

掛金金額36万円(3万円×12カ月)
課税所得金額400万円であれば
109,500円の節税!

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
(1年以内の前納掛金も同様です)

掛金は全額所得控除
掛金は税法上どんなメリットがあるの?

◎ 掛金月額が10,000円の場合 例えば、掛金月額を30,000円として試算するときは、下表の金額を3倍にしてください。

掛金納付年数	掛金合計額	共済金A	共済金B	準共済金	解約手当金
5年	600,000円	621,400円	614,600円	600,000円	●掛金納付月数に応じて、掛金合計額の80%～120%相当額がお受け取りいただけます。掛金納付月数が、240か月(20年)未満の場合は、掛金合計額を下回ります。
10年	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円	1,200,000円	
15年	1,800,000円	2,011,000円	1,940,400円	1,800,000円	
20年	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円	2,419,500円	
30年	3,600,000円	4,348,000円	4,211,800円	3,832,740円	
税法上の取扱い		退職所得扱い			一時所得扱い

※1 共済金等の額は、経済情勢等が大きく変化したときには、変更されることもあります。

※2 A・B・準共済金の額は源泉徴収前の共済金等の額です。したがって、掛金月額および契約期間によっては、手取額が掛金合計額を下回る場合があります。

※3 解約手当金の税法上の取扱いについては、任意解約で解約時65歳以上の場合、共同経営者の退任による解約で退任時65歳以上の場合、および法人成りによる解約の場合、退職所得扱いとなります。

◎ 掛金の全額所得控除による節税額の一覧表

課税される所得金額	加入前の税額(a)		加入後の税額(b)			節税額(=a-b)		
	所得税+住民税	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円	
200万円	309,600円	288,900円	252,700円	180,200円	20,700円	56,900円	129,400円	
400万円	785,300円	748,800円	675,800円	544,000円	36,500円	109,500円	241,300円	
600万円	1,393,700円	1,357,200円	1,284,200円	1,138,100円	36,500円	109,500円	255,600円	
800万円	2,034,200円	1,994,100円	1,913,700円	1,753,000円	40,100円	120,500円	281,200円	
1,000万円	2,806,000円	2,753,600円	2,648,700円	2,439,000円	52,400円	157,300円	367,000円	

※1 「課税される所得金額」とは、その年分の総所得金額から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除等を控除した後の額で、課税の対象となる額をいいます。

※2 税額は、平成28年1月1日現在の税率に基づき、所得税は復興特別所得税を含めて計算しています。住民税均等割については、5,000円としています。

※3 節税額の計算については、中小機構ホームページの「加入シミュレーション」をご利用ください。(http://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/simulation/index.html)

還暦から始める小規模企業共済

事業承継が我が国の喫緊の課題となっています。今後、10年間に中小企業経営者の約245万人が70歳を超え、そのうち半数の約127万人が後継者未定といわれています。10年ぶりに改訂された事業承継ガイドラインでも60歳になったら、事業承継計画を策定することを推奨しています。

地域の事業を次世代にしっかりと引き継ぐとともに、事業承継を契機に、後継者がベンチャー型事業承継などの経営革新に、積極的にチャレンジしやすい環境を整備することが求められています。

こうした背景の中、円滑な事業承継の一助となるよう小規模企業共済も平成28年に制度（法律）改正をしました。

主な
改正内容

会社従業員の契約者が65歳以上で
退任した場合

準共済事由 ➡ **B 共済事由**

個人事業主の契約者が配偶者又は
子供に事業譲渡した場合

準共済事由 ➡ **A 共済事由**

制度の詳しい内容については
「小規模企業共済制度のしおり」を
ご用意しています。

なお、資料請求については、
中小機構ホームページもしくは
お電話で承っております。

中小機構ホームページのご案内

中小企業基盤整備機構のホームページで、共済に関するよくあるご質問や手続きの流れについてご確認ください。

小規模共済

検索



お電話でのお問い合わせはこちらまで

共済相談室：050-5541-7171

受付時間：平日 9:00～18:00

中小企業ビジネス支援情報満載のウェブサイト

「J-Net21」<https://j-net21.smrj.go.jp>

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

中小機構は経済産業省所管の独立行政法人です